

県南広域振興局長告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年11月21日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 奥州市前沢生母字中谷起224番地先から字上谷起218番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年11月21日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和7年11月21日から同年12月22日まで